

枚方市議会定例会議案書

(令和6年6月定例会議会)

目 次

報告第1号	枚方市土地開発公社の経営状況（令和6年度事業計画）について	…	1
報告第2号	公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和6年度事業計画）について	…	16
報告第3号	令和5年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	…	23
報告第4号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	…	27
報告第5号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	31
報告第6号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	…	35
報告第7号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	39
議案第10号	令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）	…	46
議案第11号	令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	…	65
議案第12号	枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部改正について	…	72
議案第13号	枚方市税条例の一部改正について	…	78
議案第14号	枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	82
議案第15号	東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	…	86
議案第16号	枚方市立図書館条例等の一部改正について	…	90
議案第17号	東部清掃工場定期補修工事（令和6年度）請負契約締結について	…	94
議案第18号	牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約締結について	…	98
議案第19号	御殿山小倉線水路横断部道路整備工事請負変更契約締結について	…	101
議案第20号	公平委員会委員の選任の同意について	…	104
議案第21号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	105

報告第1号

枚方市土地開発公社の経営状況（令和6年度事業計画）について

次のとおり令和6年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和6年（2024年）6月7日提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度枚方市土地開発公社事業計画

令和6年度枚方市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

記

1. 公有用地取得計画

事業件数	4 件
取得面積	2,411.56 m ²
事業費	352,783 千円

2. 公有用地処分計画

事業件数	2 件
処分面積	827.95 m ²
処分金額	386,173 千円

(参考資料)

1. 公有用地取得計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	取得面積(m ²)
(1) 道路施設用地		
1. 牧野長尾線用地	長尾台1丁目、長尾宮前2丁目	720.31
2. 中振交野線用地	南中振1丁目	33.32
3. 外周道路(2工区)	新町1丁目	563.20
計		1,316.83
(2) 公園施設用地		
計		—
(3) 下水道施設用地		
計		—
(4) その他施設用地		
1. 東部清掃工場用地	大字尊延寺	1,094.73
計		1,094.73
合 計		2,411.56

2. 公有用地処分計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	処分面積(m ²)
(1) 道路施設用地		
1. 長尾杉線用地	長尾東町3丁目	728.19
2. 枚方藤阪線用地	岡東町	99.76
計		827.95
(2) 公園施設用地		
計		—
(3) 下水道施設用地		
計		—
(4) その他施設用地		
計		—
合 計		827.95

令和6年度枚方市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和6年度枚方市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 (単位:千円)

第1款	事業収益	386,173
	第1項 公有地取得事業収益	386,173
第2款	事業外収益	14
	第1項 受取利息	1
	第2項 雑収益	13
収入合計		386,187

支出 (単位:千円)

第1款	事業原価	382,401
	第1項 公有地取得事業原価	382,401
第2款	販売費及び一般管理費	3,439
	第1項 販売費及び一般管理費	3,439
第3款	事業外費用	82
	第1項 支払利息	82
第4款	予備費	500
	第1項 予備費	500
支出合計		386,422

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額382,401千円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入 (単位:千円)

第1款	資本的収入	4,029,401
	第1項 借入金	4,029,401
収入合計		4,029,401

支出 (単位:千円)

第1款	資本的支出	4,411,802
	第1項 公有地取得事業費	352,783
	第2項 支払利息	33,019
	第3項 固定資産取得費	-
	第4項 借入金償還金	4,024,000
	第5項 予備費	2,000
支出合計		4,411,802

(予算の繰越)

第4条 資本的収入のうち次に掲げる支出に充てるための借入金の借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

(1) 公有地取得事業費の繰越に係る支出

(2) 翌年度に支出を要する未払金に係る支出

2 資本的支出のうち公有地取得事業費については、翌年度に繰り越して使用することができる。

(借入限度額)

第5条 借入金の借入限度額は、4,077,200千円と定める。

令和6年度枚方市土地開発公社予算説明書

(収益的收入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業収益		386,173	127,855	258,318
1. 公有地取得事業収益		386,173	127,855	258,318
	1. 公有用地売却収益	386,173	127,855	258,318
(2) 事業外収益		14	18	▲ 4
1. 受取利息		1	1	0
	1. 受取利息	1	1	0
2. 雑収益		13	17	▲ 4
	1. 雑収益	13	17	▲ 4
収入合計		386,187	127,873	258,314

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業原価		382,401	126,609	255,792
1. 公有地取得事業原価		382,401	126,609	255,792
	1. 公有用地売却原価	382,401	126,609	255,792
(2) 販売費及び一般管理費		3,439	3,284	155
1. 販売費及び一般管理費		3,439	3,284	155
	1. 人件費	1,795	1,715	80

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
公有用地売却収益	386,173	長尾杉線用地 外1事業用地 386,173
		(内訳) 元金 377,194
		利息 5,207
		土地取得手数料 3,772
預金利息	1	預金利息 1
雑収益	13	雑収益 13

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
公有用地売却原価	382,401	長尾杉線用地 外1事業用地 382,401
		(内訳) 元金 377,194
		利息 5,207
報酬	1,710	顧問報酬 372
		短時間勤務職員報酬 1,338
給料	0	職員給料 0
手当	69	扶養手当 0
		地域手当 0
		通勤手当 0
		管理職手当 0
		時間外勤務手当 69
		期末手当 0
		勤勉手当 0
		住居手当 0
法定福利費	16	健康保険負担金 0
		共済組合負担金 0
		厚生年金保険負担金 0
		雇用保険負担金 12
		労災保険負担金 4

款項	目	本年度	前年度	比較
	2. 経費	1,644	1,569	75
(3) 事業外費用		82	82	0
1. 支払利息		82	82	0
	1. 支払利息	82	82	0
(4) 予備費		500	500	0
1. 予備費		500	500	0
	1. 予備費	500	500	0
支出合計		386,422	130,475	255,947

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
旅費	50	費用弁償	38
		普通旅費	7
		市内実費旅費	5
交際費	10	交際費	10
需用費	243	消耗品費	143
		消耗備品費	50
		修繕費	50
役務費	131	通信運搬費	96
		損害保険料	5
		手数料	30
委託料	160	各種委託料	160
使用料・賃借料	248	各種賃借料	248
負担金補助及び交付金	60	会費等負担金	60
公租公課	20	公租公課	20
減価償却費	722	無形固定資産減価償却費	722
支払利息	82	短期借入金にかかる支払利息	82
予備費	500	予備費	500

(資本の収入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の収入		4,029,401	5,802,540	▲ 1,773,139
1. 借入金		4,029,401	5,802,540	▲ 1,773,139
	1. 借入金	4,029,401	5,802,540	▲ 1,773,139
収入合計		4,029,401	5,802,540	▲ 1,773,139

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の支出		4,411,802	6,522,625	▲ 2,110,823
1. 公有地取得事業費		352,783	1,432,137	▲ 1,079,354
	1. 公有用地取得費	352,783	1,432,137	▲ 1,079,354
2. 支払利息		33,019	38,488	▲ 5,469
	1. 支払利息	33,019	38,488	▲ 5,469
3. 固定資産取得費		0	0	0
	1. 固定資産取得費	0	0	0
4. 借入金償還金		4,024,000	5,050,000	▲ 1,026,000
	1. 借入金償還金	4,024,000	5,050,000	▲ 1,026,000
5. 予備費		2,000	2,000	0
	1. 予備費	2,000	2,000	0
支出合計		4,411,802	6,522,625	▲ 2,110,823

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
借入金	4,029,401	借入金 4,029,401

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
用地費	218,783	牧野長尾線用地 外3事業用地費 218,783
補償費	130,000	牧野長尾線用地 外3事業補償費 130,000
直接経費	4,000	牧野長尾線用地 外3事業直接経費 4,000
支払利息	33,019	借入金にかかる支払利息 33,019
固定資産取得費	0	固定資産取得費 0
借入金償還金	4,024,000	借入金償還金 4,024,000
予備費	2,000	予備費 2,000

令和6年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（当年度分）

（令和7年3月31日現在）

単位：千円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	25,210	
	(2) 公有用地	<u>3,810,758</u>	
	流動資産合計		3,835,968
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産	100	
	(2) 無形固定資産	1,444	
	(3) 投資その他の資産	<u>5,000</u>	
	固定資産合計		<u>6,544</u>
	資産合計		<u>3,842,512</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 未払費用	116	
	(2) 預り金	14	
	(3) 前受収益	2	
	(4) 短期借入金	<u>3,647,200</u>	
	流動負債合計		3,647,332
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>0</u>	
	固定負債合計		<u>0</u>
	負債合計		<u>3,647,332</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>	
	資本金合計		5,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	190,431	
	(2) 当期純損失	<u>▲ 251</u>	
	準備金合計		<u>190,180</u>
	資本合計		<u>195,180</u>
	負債資本合計		<u>3,842,512</u>

令和5年度枚方市土地開発公社予定損益計算書(前年度分)

(令和5年4月1日から令和6月3月31日まで)

単位:千円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		1,021,919
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>1,013,700</u>
	事業総利益		8,219
3	販売費及び一般管理費		<u>2,576</u>
	事業利益		5,643
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	1	
	(2) 雑収益	<u>2</u>	3
	経常利益		<u>5,646</u>
	当期純利益		<u>5,646</u>

令和5年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（前年度分）

（令和6年3月31日現在）

単位:千円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	25,561	
	(2) 公有用地	<u>3,805,357</u>	
	流動資産合計		3,830,918
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 工具、器具及び備品	360	
	減価償却累計額	<u>359</u>	<u>1</u>
	有形固定資産計		1
	(2) 無形固定資産		
	ア その他の無形固定資産	<u>1,443</u>	
	無形固定資産計		1,443
	(2) 投資その他の資産		
	ア 長期定期預金	<u>5,000</u>	
	投資その他の資産計	<u>5,000</u>	
	固定資産合計		<u>6,444</u>
	資産合計		<u>3,837,362</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 未払金	17,799	
	(2) 未払費用	116	
	(3) 預り金	14	
	(4) 前受収益	2	
	(5) 短期借入金	<u>3,624,000</u>	
	流動負債合計		3,641,931
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>0</u>	
	固定負債合計		<u>0</u>
	負債合計		<u>3,641,931</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>	
	資本金合計		5,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	184,785	
	(2) 当期純利益	<u>5,646</u>	
	準備金合計		<u>190,431</u>
	資本合計		<u>195,431</u>
	負債資本合計		<u>3,837,362</u>

令和6年度枚方市土地開発公社資金計画

令和6年度枚方市土地開発公社資金計画を次のとおり定める。

記

令和6年度枚方市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区分		当年度予定額	備考
受入資金			
	公有地取得事業収益	386,173	
	受取利息	1	
	雑収益	13	前年度前受収益を除く
	借入金	4,077,200	借入限度額
	預り金	14	
	前年度繰越金	25,561	
計		4,488,962	
支払資金			
	公有地取得事業費	352,783	前年度予算繰越額を含む
	支払利息	33,101	
	固定資産取得費	-	
	借入金償還金	4,054,000	
	販売費及び一般管理費	3,439	次年度支払分及び現金を伴わない支出を除く
	前年度未払金等	17,915	前年度未払金及び未払費用
	前年度預り金	14	
	予備費充当による支出	2,500	
計		4,463,752	
差引		25,210	

報告第 2 号

公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和 6 年度事業計画）について

次のとおり令和 6 年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出する。

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和6年度の公益財団法人枚方市スポーツ協会の事業計画は、次に定めるところによる。

公益目的事業

《市民スポーツ普及啓発事業》

スポーツ大会、スポーツ啓発事業、スポーツ施設の活用等を効果的に行うことで、市民の体力向上とアマチュアスポーツの振興に貢献し、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業。

1. スポーツ大会事業

(1) 総合体育大会等開催事業

春季・秋季総合体育大会の開催、北河内・大阪府総合体育大会への選手派遣等

(2) 競技大会開催事業

①第48回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-

②ひらかた市民オリンピック

2. スポーツ啓発事業

(1) スポーツ教室事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツ施設等での事業（幼児・子ども・女性・高齢者を対象としたスポーツ事業等）

②女性ヘルスアップ講座の拡充

③楽10体操の普及活動等健康スポーツ事業

④健康医療都市ひらかたコンソーシアムとの連携事業

⑤障害者スポーツ体験教室

⑥ひらかた元気くらわんか体操普及啓発事業・活動支援事業・継続支援事業

⑦健活フェスタ（高齢者を対象に行う介護予防のための健康イベント）

⑧e-スポーツ事業

⑨にぎわい創出事業 親子わくわくパークフェスタ・ひらかた街ぶらロゲイニング

(2) スポーツサポーターズバンク事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツリーダー養成講座

②健康運動指導士の更新単位認定講習会事業の開催・フォローアップ研修

③スポーツ指導者の派遣

④学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域移行への取り組み）

(3) 他団体との連携事業（障がい者スポーツの推進・支援等含む）

トリプルバドミントン大会への協力・ふれあいマラソン大会・障害者スポーツ団体との連携事業他

(4) スポーツ情報提供事業

スポーツ情報ポータルサイトの運営、SNS・ユーチューブチャンネル等ICTを活用した新コンテンツの運用、スポーツDVDの貸出、ホームページの充実等

(5) スポーツ振興特別事業（枚方市スポーツ協会加盟団体への支援等）

(6) オリンピック・パラリンピック関連事業

3. スポーツ施設活用事業

(1) 枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業（市内3企業所有スポーツ施設・市内府立高等学校等開放及び新規開拓）

4. その他の協力事業

- (1) スポーツ応援事務（全国大会出場チーム等の応援）
- (2) 市民スポーツの普及啓発サポート（スポーツ情報収集及び情報提供等）
- (3) トップアスリートとの市民交流（パナソニックパンサーズ・ＦＣティアモ枚方のホームゲーム等の市民応援事業）
- (4) 地域・競技スポーツコンサルティング事業（市民団体への支援や育成、助言等）

《総合型地域スポーツクラブの育成事業》

枚方市内の総合型地域スポーツクラブを運営・支援し、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備することで市民スポーツの振興に貢献する事業

1. 「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」の運営拡充

- (1) 主催事業の充実、指導者の指導力向上、地域に根ざした活動展開等
- (2) 学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域移行への取り組み）

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

総合型地域スポーツクラブを運営する中で、オリジナルグッズを販売し市民が快適にスポーツを楽しめるよう様々なサービスを提供する事業

1. オリジナルグッズの作成・販売事業

「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」オリジナルグッズの販売

2. 加盟団体との協働事業（大会、講習会等での物品販売、スポンサーシップの獲得等）
3. 収益事業としてのスポーツ大会及びスポーツイベントの誘致や開催事業
4. ホームページ等の広告収入

その他の事業

《民間団体等との連携・協力事業》

民間団体等と連携・協力し、公共施設を活用した、スポーツ大会やスポーツイベント、教室等を効率的に実施する事業

1. 枚方市都市公園有料施設等にて各種スポーツ事業を実施

《協会事業》

協会設立５０周年を迎え、記念事業等を実施する事業

1. ５０周年記念事業

令和6年度 公益財団法人枚方市スポーツ協会収支予算

令和6年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の収支予算は、次に定めるところによる。

(収支予算)

第1条 収支予算の総額は、収入は175,529,100円、支出は175,528,300円と定める。

2 収支予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「収支予算書」による。

収支予算書(増減計算方式)
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	6年度予算額 (A)	5年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	143,193,100	318,445,500	▲ 175,252,400
スポーツ大会事業収益	15,550,000	19,370,000	▲ 3,820,000
新春走ろうかい参加料等収益	11,250,000	15,120,000	▲ 3,870,000
市民オリンピック参加料等収益	300,000	250,000	50,000
加盟団体事業参加料収益	1,000,000	1,000,000	0
総合体育大会参加料収益	3,000,000	3,000,000	0
受取委託金	47,995,100	40,716,500	7,278,600
受取総合体育大会等事業運営費	38,575,000	35,569,000	3,006,000
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	4,000,000	4,000,000	0
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,652,100	1,147,500	504,600
受取オリンピック・パラリンピック関連事業運営費	3,768,000	0	3,768,000
スポーツ啓発事業収益	26,680,000	20,650,000	6,030,000
スポーツ教室等参加料収益	23,500,000	18,000,000	5,500,000
スポーツサポーターズバンク事業参加料収益	380,000	650,000	▲ 270,000
健康スポーツ事業収益	2,800,000	2,000,000	800,000
受取補助金	37,984,000	35,205,000	2,779,000
受取新春走ろうかい事業補助金	8,941,000	8,739,000	202,000
受取市民オリンピック事業補助金	2,660,000	1,619,000	1,041,000
受取健康スポーツ普及事業補助金	13,098,000	12,754,000	344,000
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,969,000	5,835,000	134,000
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	4,323,000	3,346,000	977,000
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	2,993,000	2,912,000	81,000
受取委託金	8,690,000	6,036,000	2,654,000
受取高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	2,638,000	0
受取こども夢基金事業運営費	5,654,000	3,000,000	2,654,000
受取障がい者スポーツ事業運営費	398,000	398,000	0
スポーツ施設管理運営収益	0	191,880,000	▲ 191,880,000
渚市民体育館収益	0	71,557,000	▲ 71,557,000
総合スポーツセンター収益	0	120,323,000	▲ 120,323,000
受取委託金	4,371,000	4,275,000	96,000
受取民間スポーツ施設開放事業	4,371,000	4,275,000	96,000
基本財産運用益	13,000	13,000	0
諸収益	1,140,000	30,000	1,110,000
預金利息	30,000	30,000	0
記念事業費	1,110,000	0	1,110,000
受取負担金	270,000	270,000	0
受取体育協会加盟負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	500,000	0	500,000
受取寄付金	500,000	0	500,000
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	28,346,000	23,251,000	5,095,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	27,846,000	23,251,000	4,595,000
受取助成金	500,000	0	500,000

(単位：円)

科 目	6年度予算額 (A)	5年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)
収益事業 利用者の利便性向上事業	1,300,000	3,752,000	▲ 2,452,000
スポーツ施設管理運営収益	0	1,770,000	▲ 1,770,000
渚市民体育館収益	0	500,000	▲ 500,000
総合スポーツセンター収益	0	1,270,000	▲ 1,270,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,000,000	1,832,000	▲ 832,000
協会事業収益	300,000	150,000	150,000
その他の事業 民間団体等との連携協力事業	2,620,000	4,363,575	▲ 1,743,575
その他事業収益	2,620,000	4,363,575	▲ 1,743,575
法人会計	70,000	70,000	0
諸収益	70,000	70,000	0
経常収益計	175,529,100	349,882,075	▲ 174,352,975
(2) 経常費用			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	136,773,300	310,153,000	▲ 173,379,700
総合体育大会等運営費	43,956,300	37,772,000	6,184,300
総合体育大会等職員費	26,144,000	24,492,000	1,652,000
春秋総合体育大会事業費	3,737,000	3,260,000	477,000
北河内総合体育大会事業	873,000	833,000	40,000
大阪府総合体育大会事業	913,000	909,000	4,000
三島・北河内柔道大会事業	49,000	49,000	0
北河内駅伝競走大会事業	121,000	121,000	0
大阪府駅伝競走大会事業	190,000	190,000	0
市長杯争奪軟式野球大会	210,000	210,000	0
枚方市駅伝競走大会	210,000	210,000	0
租税公課	2,740,000	2,746,000	▲ 6,000
枚方市小学生スポーツcarnival事業	3,545,000	3,675,000	▲ 130,000
枚方ラグビーカーニバル大会	1,582,300	1,077,000	505,300
オリンピック・パラリンピック関連事業	3,642,000	0	3,642,000
スポーツ大会等事業費	26,151,000	28,728,000	▲ 2,577,000
新春走ろうかい事業費	20,191,000	23,859,000	▲ 3,668,000
市民オリンピック事業費	2,960,000	1,869,000	1,091,000
総合体育大会種目別事業費	3,000,000	3,000,000	0
スポーツ啓発事業費	59,330,000	45,873,000	13,457,000
協会事務費	11,129,000	5,077,000	6,052,000
市民スポーツ応援サポート事業費	4,593,000	3,642,000	951,000
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,126,000	3,045,000	81,000
スポーツ教室等事業費	8,900,000	7,060,000	1,840,000
広報活動事業費	386,000	486,000	▲ 100,000
サポーターズバンク事業費	6,349,000	6,576,000	▲ 227,000
活動補助事業費	1,715,000	640,000	1,075,000
委託事業費	5,609,000	2,823,000	2,786,000
スポーツ振興特別事業費	1,625,000	1,625,000	0
健康スポーツ事業費	15,898,000	14,899,000	999,000
高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	2,638,000	0
障がい者スポーツ事業運営費	398,000	398,000	0

(単位：円)

科 目	6年度予算額 (A)	5年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)
渚市民体育館管理運営費	0	70,148,000	▲ 70,148,000
総合スポーツセンター管理運営費	0	118,150,000	▲ 118,150,000
民間スポーツ施設開放事業費	4,167,000	4,111,000	56,000
一般管理費	133,000	2,335,000	▲ 2,202,000
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	27,956,000	23,583,000	4,373,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業	27,956,000	23,583,000	4,373,000
収益事業 利用者の利便性向上事業	1,256,000	3,016,000	▲ 1,760,000
収益事業費	1,256,000	3,016,000	▲ 1,760,000
収益事業費	1,040,000	2,800,000	▲ 1,760,000
協会事務費	216,000	216,000	0
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	1,870,000	4,287,575	▲ 2,417,575
その他施設事業費	1,870,000	4,287,575	▲ 2,417,575
法人会計	7,673,000	8,837,472	▲ 1,164,472
一般管理費	7,673,000	8,837,472	▲ 1,164,472
経常費用計	175,528,300	349,877,047	▲ 174,348,747
当期経常増減額	800	5,028	▲ 4,228
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	800	5,028	▲ 4,228
一般正味財産期首残高	46,128,807	46,123,779	5,028
一般正味財産期末残高	46,129,607	46,128,807	800
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	48,129,607	48,128,807	800

報告第 3 号

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和 5 年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和5年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	(1) 総務管理費	庁舎施設改修工事費	45,580,000	32,220,000
		市駅前行政サービス再編関連事業	53,000,000	53,000,000
		観光まちづくり推進経費	500,000	-
	(2) 徴税費	税総合システム改修委託	42,576,000	28,572,500
3. 民生費	(1) 社会福祉費	公的介護施設等整備事業	284,087,000	284,087,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	821,193,000	49,918,000
		住民税均等割のみ課税世帯への給付金給付事業	105,456,000	14,006,970
		低所得者の子育て世帯への給付金事業	251,319,000	42,704,119
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	57,794,000	57,793,951
	(2) 清掃費	改善・補修工事費	15,000,000	15,000,000
5. 農林水産業費	(1) 農業費	ため池緊急防災対策情報整備事業	9,300,000	9,300,000
		老朽ため池改修経費	6,526,000	6,526,000
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	道路施設調査点検委託	5,600,000	5,600,000
		牧野高槻線及び京都守口線整備事業	94,595,000	85,427,318
		主要道路リフレッシュ整備事業	150,662,000	150,662,000
		橋梁修繕・補強事業	61,170,000	61,170,000
		交通バリアフリー道路整備事業	10,000,000	4,144,800
		有料自転車駐車場管理運営経費	736,000	-
		道路橋梁事務管理経費	8,402,000	8,401,800
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	35,000,000	21,000,000
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	30,000,000	30,000,000
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	126,938,000	126,938,000
		下水道事業会計への負担金	75,300,000	37,500,000
		牧野長尾線整備事業	5,600,000	5,600,000
		中振交野線整備事業	90,434,000	85,433,709
		御殿山小倉線整備事業	514,569,000	500,078,100
		長尾杉線整備事業	45,620,000	45,620,000
		北山通線整備事業	72,310,000	72,310,000
		収用裁決申請図書作成等業務委託	6,120,000	3,894,000
		都市計画道路完成記念式典業務委託	2,371,000	-
		枚方市駅周辺再整備事業	35,000,000	35,000,000
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	379,072,000	379,072,000
9. 教育費	(1) 教育総務費	階段昇降車経費	6,886,000	6,886,000
	(2) 小学校費	施設改善維持補修経費	1,127,643,000	1,127,643,000
		学校エレベーター整備事業	149,000,000	149,000,000
		学校空調設備整備事業更新詳細検討調査及び実施支援業務委託	14,400,000	14,400,000
		禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備事業	1,200,000	1,200,000
		学校空調設備整備事業	5,000,000	-
	(3) 中学校費	施設改善維持補修経費	1,600,015,000	1,600,015,000
		学校エレベーター整備事業	43,700,000	43,700,000
		学校空調設備整備事業更新詳細検討調査及び実施支援業務委託	6,364,000	6,364,000
		学校空調設備整備事業	519,218,000	510,434,000
	(6) 保健体育費	施設設備整備事業	108,700,000	108,700,000
合 計			7,023,956,000	5,819,322,267

(単位:円)

（単位：千円）					
左		の 財 源 内			訳
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	32,220,000
-	-	-	-	-	53,000,000
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	28,572,500
-	-	284,087,000	-	-	-
-	49,918,000	-	-	-	-
-	14,006,970	-	-	-	-
-	42,704,119	-	-	-	-
-	57,793,951	-	-	-	-
-	-	-	11,200,000	-	3,800,000
-	-	9,300,000	-	-	-
-	-	-	6,500,000	-	26,000
-	669,000	-	-	-	4,931,000
-	-	85,427,318	-	-	-
-	24,802,000	-	125,800,000	-	60,000
-	13,023,000	-	48,000,000	-	147,000
-	2,072,000	-	1,800,000	-	272,800
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	8,401,800
-	-	-	-	-	21,000,000
-	10,000,000	-	20,000,000	-	-
-	69,816,000	-	51,400,000	-	5,722,000
-	-	-	37,500,000	-	-
-	-	-	-	-	5,600,000
-	5,616,000	-	71,800,000	-	8,017,709
-	165,147,000	-	301,400,000	-	33,531,100
-	12,358,000	-	29,900,000	-	3,362,000
-	12,142,500	-	54,200,000	-	5,967,500
-	-	-	-	-	3,894,000
-	-	-	-	-	-
-	-	-	31,500,000	-	3,500,000
-	189,850,000	-	170,300,000	-	18,922,000
-	-	-	-	-	6,886,000
-	180,408,000	-	840,300,000	-	106,935,000
-	26,446,000	-	122,300,000	-	254,000
-	-	-	-	-	14,400,000
-	-	-	900,000	-	300,000
-	-	-	-	-	-
-	251,323,000	-	1,202,400,000	-	146,292,000
-	9,164,000	-	34,400,000	-	136,000
-	-	-	-	-	6,364,000
-	-	-	510,400,000	-	34,000
-	-	-	81,500,000	-	27,200,000
-	1,137,259,540	378,814,318	3,753,500,000	-	549,748,409

報告第 4 号

令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 5 年 度 大 阪 府 枚 方 市 水 道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	1,707,030,000	729,182,733	581,258,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額を に係る繰越額を 要するたな卸の 資産購入限度額	説 明
企 業 債	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
303,200,000	15,000,000	263,058,000	396,589,267	0	関係者との協議に期間 を要したため

報告第 5 号

令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 5 年 度 大 阪 府 枚 方 市 水 道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 5 年 度 継 続 費 予 算 現 額		
				予 算 計 上 額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計
資本的支出	建設改良費	配 水 支 管 更 新 事 業	円 3,098,000,000	円 484,000,000	円 142,980,397	円 626,980,397
		中 宮 浄 水 場 更 新 事 業 (PPP・PFI)	17,750,000,000	0	432,000,000	432,000,000
		送 配 水 管 更 生 事 業	2,788,600,000	198,000,000	321,254,423	519,254,423
		送 配 水 管 更 新 事 業	1,127,000,000	223,000,000	83,291,594	306,291,594
		北中振他配水 管 整 備 事 業	703,000,000	214,000,000	2,000,000	216,000,000
		上野 3 丁目他 配 水 管 更 新 事 業	459,000,000	113,000,000	0	113,000,000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
			企 業 債	工 事 負 担 金	損 留	益 保 勘 定 金	
円	円	円	円	円		円	円
525,272,003	101,708,394	101,708,394	6,000,000	0		95,708,394	0
325,124,900	106,875,100	106,875,100	96,200,000	0		10,675,100	0
389,327,000	129,927,423	129,927,423	16,800,000	0		113,127,423	0
257,560,600	48,730,994	48,730,994	10,300,000	0		38,430,994	0
22,747,978	193,252,022	193,252,022	172,300,000	0		20,952,022	0
110,028,600	2,971,400	2,971,400	0	0		2,971,400	0

報告第 6 号

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 5 年 度 大 阪 府 枚 方 市 下 水 道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良事業費	汚水改良事業	864,510,000	308,179,737	433,400,000
		雨水改良事業	852,575,000	141,723,863	394,830,000
	固定資産購入費	流域下水道 建設負担金	131,808,000	57,942,511	60,456,055

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る資産 繰越す限度	繰越る要 卸入額	説 明
国 府 補 助 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金				
円	円	円	円	円	円	円		
33,650,000	277,500,000	0	103,030,000	19,220,000	122,930,263	0		関係者との協議に期間を要したため
171,710,000	164,900,000	52,085,658	6,134,342	0	316,021,137	0		関係者との協議に期間を要したため
0	52,700,000	0	0	7,756,055	13,409,434	0		関係機関の事業が未完了のため

報告第 7 号

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 5 年度大阪府枚方市下水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 5 年度継続費予算現額			支払義務 発生額 (見込)額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
			円	円	円	円	円
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道未普及地区整備事業	1,568,480,000	339,020,000	15,159,684	354,179,684	219,147,420

事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳				翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 入 額
		企 業 債	国 府 金 補 助 金	他 会 計 金 負 担 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
円	円	円	円	円	円	円
135,032,264	135,032,264	0	0	0	135,032,264	0

	事業名	翌年度繰越額
報告第3号 令和5年度大阪府枚方市一般会計繰 越明許費の繰越計算書について	庁舎施設改修工事費	32,220,000
	市駅前行政サービス再編関連事業	53,000,000
	観光まちづくり推進経費	-
	税総合システム改修委託	28,572,500
	公的介護施設等整備事業	284,087,000
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	49,918,000
	住民税均等割のみ課税世帯への給付金給付事業	14,006,970
	低所得者の子育て世帯への給付金事業	42,704,119
	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	57,793,951
	改善・補修工事費	15,000,000
	ため池緊急防災対策情報整備事業	9,300,000
	老朽ため池改修経費	6,526,000
	道路施設調査点検委託	5,600,000
	牧野高槻線及び京都守口線整備事業	85,427,318
	主要道路リフレッシュ整備事業	150,662,000
	橋梁修繕・補強事業	61,170,000
	交通バリアフリー道路整備事業	4,144,800
	有料自転車駐車場管理運営経費	-
	道路橋梁事務管理経費	8,401,800
	空き家・空き地対策推進事業	21,000,000
	公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	30,000,000
	連続立体交差事業関連まちづくり事業	126,938,000
	下水道事業会計への負担金	37,500,000
	牧野長尾線整備事業	5,600,000
	中振交野線整備事業	85,433,709
	御殿山小倉線整備事業	500,078,100
	長尾杉線整備事業	45,620,000
	北山通線整備事業	72,310,000
	収用裁決申請図書作成等業務委託	3,894,000
	都市計画道路完成記念式典業務委託	-
	枚方市駅周辺再整備事業	35,000,000
	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	379,072,000
	階段昇降車経費	6,886,000
	施設改善維持補修経費	1,127,643,000
	学校エレベーター整備事業	149,000,000
	学校空調設備整備事業更新詳細検討調査及び実施支援業務委託	14,400,000
	禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備事業	1,200,000
	施設改善維持補修経費	1,600,015,000
	学校エレベーター整備事業	43,700,000

(単位：円)

繰越理由	事業完了予定
事業の完了に期間を要したため。	6 年 5 月
関係機関との協議に期間を要したため。	6 年 4 月
事業の完了に期間を要したため。	6 年 9 月
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 3 月
事業の完了に期間を要したため。	6 年 6 月
事業の完了に期間を要したため。	6 年 6 月
事業の完了に期間を要したため。	6 年 11 月
令和6年3月31日まで実施した特例臨時接種に係る請求に対する支払い事務が次年度においても発生するため。	7 年 3 月
支払手法を変更したため。	6 年 11 月
国の令和5年度補正に伴い、事業化を行ったため。	7 年 3 月
国の令和5年度補正に伴い、事業化を行ったため。	7 年 3 月
令和6年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
関係機関の事業が未完了のため。	6 年 12 月
令和6年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
令和6年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
関係機関等との協議に期間を要したため。	6 年 5 月
関係機関との協議に期間を要したため。	6 年 6 月
制度利用者の工事に期間を要し、年度内完了が困難なため。	7 年 3 月
令和6年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
事業の完了に期間を要したため。	6 年 4 月
関係機関との協議に期間を要したため、及び資材の調達に期間を要したため。	7 年 3 月
支払手法を変更したため。	7 年 3 月
関係機関等との協議に期間を要したため。	6 年 6 月
関係者との協議に期間を要したため。	6 年 7 月
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 3 月
関係機関の事業進捗の遅れにより、事業の完了に期間を要したため。	6 年 4 月
事業の完了に期間を要したため。	6 年 9 月
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	6 年 11 月
関係機関等との協議に期間を要したため。	6 年 9 月
資材の調達に期間を要したため。	6 年 7 月
令和6年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
令和6年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
支払手法を変更したため。	7 年 2 月
支払手法を変更したため。	7 年 2 月
令和6年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月
令和6年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	7 年 3 月

	事業名	翌年度繰越額
報告第3号 令和5年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	学校空調設備整備事業更新詳細検討調査及び実施支援業務委託	6,364,000
	学校空調設備整備事業	510,434,000
	施設設備整備事業	108,700,000
報告第4号 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	建設改良事業	581,258,000
報告第5号 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	配水支管更新事業	101,708,394
	中宮浄水場更新事業（PPP・PFI）	106,875,100
	送配水管更生事業	129,927,423
	送配水管更新事業	48,730,994
	北中振他配水管整備事業	193,252,022
	上野3丁目他配水管更新事業	2,971,400
報告第6号 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	污水改良事業	433,400,000
	雨水改良事業	394,830,000
	流域下水道建設負担金	60,456,055
報告第7号 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	污水公共下水道未普及地区整備事業	135,032,264

繰越理由	事業完了予定
支払手法を変更したため。	7 年 2 月
支払手法を変更したため。	6 年 7 月
支払手法を変更したため。	6 年 5 月
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 3 月
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 3 月
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 3 月
関係機関の事業が未完了のため。	7 年 3 月
継続費の通次繰越分	

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 782,788 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 161,941,145 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

歲入

[illegible]

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		82,518,501	7,657	82,526,158
	(1) 社会福祉費	36,743,173	5,211	36,748,384
	(2) 児童福祉費	31,321,913	2,446	31,324,359
4. 衛生費		14,785,626	728,983	15,514,609
	(1) 保健衛生費	7,452,468	728,983	8,181,451
7. 土木費		14,804,270	6,000	14,810,270
	(4) 都市計画費	10,919,711	6,000	10,925,711
8. 消防費		4,809,695	13,568	4,823,263
	(1) 消防費	4,809,695	13,568	4,823,263
9. 教育費		15,703,462	26,580	15,730,042
	(2) 小学校費	4,268,365	26,580	4,294,945
合 計		161,158,357	782,788	161,941,145

第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
御殿山小倉線整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	21,000	令和6年度から 令和7年度まで	35,000
合 計		(4,700,000) 23,855,566		(4,700,000) 23,869,566

()書は、金融機関等に対する債務保証

第 3 表 地 方 債 補 正

起債の目的	補		正 前				
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
児童育成支援拠点整備事業	400	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	3 0 年 以内	1 0 年 以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
御殿山小倉線整備事業	72, 000						
合 計	8, 530, 200						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

	補 正 後							
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	77,400	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	8,535,200							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備品購入費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還付加算金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	38,412,667	649	38,413,316		
(項)					
(2) 国庫補助金	9,653,501	649	9,654,150		
2. 民生費国庫補助金	1,655,902	649	1,656,551	1. 児童福祉費補助金	649
(款)					
16. 府支出金	14,873,523	649	14,874,172		
(項)					
(2) 府補助金	2,408,571	649	2,409,220		
2. 民生費府補助金	2,087,942	649	2,088,591	4. 児童福祉費補助金	649
(款)					
19. 繰入金	6,252,116	324,281	6,576,397		
(項)					
(1) 基金繰入金	6,129,517	324,281	6,453,798		
1. 基金繰入金	6,129,517	324,281	6,453,798	1. 基金繰入金	324,281
(款)					
20. 諸収入	2,368,315	452,209	2,820,524		
(項)					
(5) 雑収入	1,502,104	452,209	1,954,313		
1. 雑収入	1,502,104	452,209	1,954,313	1. 雑収入	452,209
(款)					
21. 市債	8,530,200	5,000	8,535,200		
(項)					
(1) 市債	8,530,200	5,000	8,535,200		
2. 民生債	406,500	▲400	406,100	1. 民生債	▲400
4. 土木債	3,220,800	5,400	3,226,200	1. 都市計画事業債	5,400
歳入合計	161,158,357	782,788	161,941,145		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
6. 子ども・子育て支援交付金	649	1. 子ども・子育て支援交付金	649
3. 子ども・子育て支援交付金	649	1. 子ども・子育て支援交付金	649
23. 財政調整基金繰入金	324, 281	1. 財政調整基金繰入金	324, 281
84. ワクチン生産体制等緊急整備助成金	452, 209	1. ワクチン生産体制等緊急整備助成金	452, 209
1. 民 生 債	▲400	1. 民 生 債	▲400
		(1) 児童育成支援拠点整備事業	▲400
1. 都市計画事業債	5, 400	1. 都市計画事業債	5, 400
		(1) 御殿山小倉線整備事業	5, 400

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	82,518,501	7,657	82,526,158	1,298	▲400	-	6,759
(項)							
(1) 社会福祉費	36,743,173	5,211	36,748,384	-	-	-	5,211
1. 社会福祉総務費	1,203,037	591	1,203,628	-	-	-	591
8. 国民健康保険費	3,892,639	4,620	3,897,259	-	-	-	4,620
(項)							
(2) 児童福祉費	31,321,913	2,446	31,324,359	1,298	▲400	-	1,548
1. 児童福祉総務費	11,576,147	2,446	11,578,593	1,298	▲400	-	1,548
(款)							
4. 衛 生 費	14,785,626	728,983	15,514,609	-	-	452,209	276,774
(項)							
(1) 保健衛生費	7,452,468	728,983	8,181,451	-	-	452,209	276,774
3. 予 防 費	3,783,971	728,983	4,512,954	-	-	452,209	276,774
(款)							
7. 土 木 費	14,804,270	6,000	14,810,270	-	5,400	-	600
(項)							
(4) 都市計画費	10,919,711	6,000	10,925,711	-	5,400	-	600

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
12. 委 託 料 591	1. 委 託 料 591
27. 繰 出 金 4,620	1. 繰 出 金 4,620
10. 需 用 費 ▲2,000	1. 消耗品費 ▲500 6. 修 繕 料 ▲1,500
12. 委 託 料 5,946	1. 委 託 料 5,946
14. 工事請負費 ▲1,500	1. 工事請負費 ▲1,500
12. 委 託 料 720,955	1. 委 託 料 720,955
18. 負担金補助及び 交付金 8,028	2. 補 助 金 8,028

概 要 説 明
1. 医療助成電算システム運用経費 591 (1) 諸 経 費 591 委
1. 国民健康保険特別会計への繰出金 4,620 (1) 事務費等分 4,620
1. (仮称) こども家庭センター事業経費 2,446 (1) 児童育成支援拠点事業費 2,446 消 ▲500 修 ▲1,500 委 5,946 工 ▲1,500
1. 予防接種実施経費 728,983 (1) 定期予防接種（B類疾病）補助金 8,028 (2) 新型コロナウイルス予防接種委託料 720,955

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 都市計画道路整備事業費	1,035,223	6,000	1,041,223	-	5,400	-	600
(款)							
8. 消 防 費	4,809,695	13,568	4,823,263	-	-	-	13,568
(項)							
(1) 消 防 費	4,809,695	13,568	4,823,263	-	-	-	13,568
5. 災害対策費	126,169	13,568	139,737	-	-	-	13,568
(款)							
9. 教 育 費	15,703,462	26,580	15,730,042	-	-	-	26,580
(項)							
(2) 小学校費	4,268,365	26,580	4,294,945	-	-	-	26,580
1. 小学校管理費	3,816,744	26,580	3,843,324	-	-	-	26,580
歳 出 合 計	161,158,357	782,788	161,941,145	1,298	5,000	452,209	324,281

(単位：千円)

節	細	節
区	区	分
金	金	額
12. 委 託 料 6, 000	1. 委 託 料 6, 000	
10. 需 用 費 10, 923	1. 消耗品費 10, 923	
17. 備品購入費 2, 645	1. 庁用器具費 2, 645	
10. 需 用 費 26, 580	1. 消耗品費 26, 580	

概 要 説 明			
1. 御殿山小倉線整備事業費			6,000
(1) 実施設計委託料			
1. 防災備蓄倉庫管理経費			13,568
(1) 備蓄品購入費			13,568
消	10,923	備	2,645
1. 教師用教科書・指導書購入経費			26,580
消	26,580		

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
御殿山小倉線整備事業 (令和6年度設定分)	補正前	21,000	-	-
	補正額	14,000		-
	補正後	35,000	-	-
合 計	補正前	106,442,923		40,283,350
	補正額	14,000		-
	補正後	106,456,923		40,283,350

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
7	21,000	-	-	-	-	21,000
	14,000	-	-	12,600	-	1,400
7	35,000	-	-	12,600	-	22,400
	66,159,573	5,604,672	1,713,640	13,893,800	2,877,205	42,070,256
	14,000	-	-	12,600	-	1,400
	66,173,573	5,604,672	1,713,640	13,906,400	2,877,205	42,071,656

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	46,955,154	51,385,935	6,730,200	5,406,537	52,709,598
	補正額	-	-	5,000	-	5,000
	補正後	46,955,154	51,385,935	6,735,200	5,406,537	52,714,598
(1) 総 務	補正前	9,556,325	9,201,618	213,400	644,813	8,770,205
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	9,556,325	9,201,618	213,400	644,813	8,770,205
(2) 民 生	補正前	2,128,308	2,243,994	406,500	195,548	2,454,946
	補正額	-	-	▲400	-	▲400
	補正後	2,128,308	2,243,994	406,100	195,548	2,454,546
(3) 衛 生	補正前	5,283,217	4,790,621	1,096,600	723,575	5,163,646
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	5,283,217	4,790,621	1,096,600	723,575	5,163,646
(4) 農林水産業	補正前	500	10,567	-	175	10,392
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	500	10,567	-	175	10,392
(5) 商 工	補正前	168,450	176,750	-	7,306	169,444
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	168,450	176,750	-	7,306	169,444
(6) 土 木	補正前	15,345,866	18,612,865	3,220,800	1,826,414	20,007,251
	補正額	-	-	5,400	-	5,400
	補正後	15,345,866	18,612,865	3,226,200	1,826,414	20,012,651
(7) 消 防	補正前	886,726	619,737	25,900	93,995	551,642
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	886,726	619,737	25,900	93,995	551,642
(8) 教 育	補正前	13,585,762	15,729,783	1,767,000	1,914,711	15,582,072
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	13,585,762	15,729,783	1,767,000	1,914,711	15,582,072
2. そ の 他	補正前	65,937,727	61,812,533	1,800,000	5,658,482	57,954,051
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	65,937,727	61,812,533	1,800,000	5,658,482	57,954,051
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	253,943	231,599	-	19,300	212,299
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	253,943	231,599	-	19,300	212,299
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	402,876	228,772	-	127,260	101,512
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	402,876	228,772	-	127,260	101,512
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	65,280,908	61,352,162	1,800,000	5,511,922	57,640,240
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	65,280,908	61,352,162	1,800,000	5,511,922	57,640,240
合 計	補正前	112,892,881	113,198,468	8,530,200	11,065,019	110,663,649
	補正額	-	-	5,000	-	5,000
	補正後	112,892,881	113,198,468	8,535,200	11,065,019	110,668,649

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人 件 費	物 件 費	維持補修費	投資的経費	そ の 他	合 計
(1) 議会費	-	-	-	-	-	-
(2) 総務費	-	-	-	-	-	-
(3) 民生費	-	4,537	-	▲1,500	4,620	7,657
(4) 衛生費	-	720,955	-	-	8,028	728,983
(5) 農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6) 商工費	-	-	-	-	-	-
(7) 土木費	-	-	-	6,000	-	6,000
(8) 消防費	-	13,568	-	-	-	13,568
(9) 教育費	-	26,580	-	-	-	26,580
(10) 公債費	-	-	-	-	-	-
(11) 諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12) 予備費	-	-	-	-	-	-
合 計	-	765,640	-	4,500	12,648	782,788
現計予算の内訳	22,531,509	31,422,100	1,973,536	6,727,714	98,503,498	161,158,357
総 計	22,531,509	32,187,740	1,973,536	6,732,214	98,516,146	161,941,145
総計の構成比 (%)	13.9	19.9	1.2	4.2	60.8	100.0

令和 6 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,620 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,005,620 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

歲 入

[illegible]

歲入

— 68 —

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 事務費等分繰入金	4,620	1. 事務費等分繰入金	4,620

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	622, 292	4, 620	626, 912	-	-	-	4, 620
(項)							
(1) 総務管理費	594, 110	4, 620	598, 730	-	-	-	4, 620
1. 一般管理費	586, 821	4, 620	591, 441	-	-	-	4, 620
歳 出 合 計	40, 001, 000	4, 620	40, 005, 620	-	-	-	4, 620

(単位：千円)

節 分	細 分	節 分	細 分
金 額	金 額	金 額	金 額
12. 委 託 料 4, 620		1. 委 託 料 4, 620	

概	要	説	明
1. 各種委託料			4, 620
(1) システム変更委託料			

議案第 12 号

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部改正について

次のとおり枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 市の設置する端末機を用いた証明書等の自動交付サービスを実施するにつき、所要の整備を行うため。

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部を改正する条例

(枚方市手数料条例の一部改正)

第1条 枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の表備考中「設置する端末機」の次に「又は1の項に掲げる書面の交付を請求する者が操作する市が設置する端末機」を加え、別表第1の3の項の表備考1中「設置する端末機」の次に「又は2の項に掲げる証明の交付を申請する者が操作する市が設置する端末機」を加え、別表第1の6の項の表備考中「設置する端末機」の次に「又は1の項及び2の項に掲げる書類の交付を請求する者が操作する市が設置する端末機」を加える。

(枚方市印鑑条例の一部改正)

第2条 枚方市印鑑条例（昭和48年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「端末機」の次に「（第1号に定める物を利用する場合にあつては、自らが操作する市が設置する端末機を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年9月17日から施行する。

議案第 12 号参考資料

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市手数料条例関係] 別表第 1（第 2 条、第 3 条関係） 総務関係事務に関する手数料表 1 [略] 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務 表 [略] 備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 7 項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の 2 第 7 項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機又は 1 の項に掲げる書面の交付を請求する者が操作する市が設置する端末機をいい、「戸籍電子証明書提供用識別符号」とは戸籍法第120条の 3 第 2 項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号をいい、「戸籍電子証明書」とは同条第 1 項	[枚方市手数料条例関係] 別表第 1（第 2 条、第 3 条関係） 総務関係事務に関する手数料表 1 [略] 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務 表 [略] 備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 7 項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の 2 第 7 項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいい、「戸籍電子証明書提供用識別符号」とは戸籍法第120条の 3 第 2 項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号をいい、「戸籍電子証明書」とは同条第 1 項に規定する戸籍電子証明書をいい、「電子情報処理組織」とは情報通信技術を

新（改正後）	旧（現 行）
に規定する戸籍電子証明書をいい、「電子情報処理組織」とは情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいい、「除籍電子証明書提供用識別符号」とは戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号をいい、「除籍電子証明書」とは同条第1項に規定する除籍電子証明書をいう。 3 地方税法（昭和25年法律第226号）関係事務 表 〔略〕 備考 1 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機又は2の項に掲げる証明の交付を申請する者が操作する市が設置する端末機をいう。 2・3 〔略〕 4・5 〔略〕	活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいい、「除籍電子証明書提供用識別符号」とは戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号をいい、「除籍電子証明書」とは同条第1項に規定する除籍電子証明書をいう。 3 地方税法（昭和25年法律第226号）関係事務 表 〔略〕 備考 1 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。 2・3 〔略〕 4・5 〔略〕

新（改正後）	旧（現 行）
6 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係事務 表 〔略〕 備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機又は1の項及び2の項に掲げる書類の交付を請求する者が操作する市が設置する端末機をいう。 7 〔略〕 〔枚方市印鑑条例関係〕 （印鑑登録証明書の交付） 第12条 〔略〕 2 〔略〕 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を利用して市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機（第1号に定める物を利用する場合にあつては、自らが	6 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係事務 表 〔略〕 備考 この表において、「個人番号カード」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、「端末機」とは市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機をいう。 7 〔略〕 〔枚方市印鑑条例関係〕 （印鑑登録証明書の交付） 第12条 〔略〕 2 〔略〕 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を利用して市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
操作する市が設置する端末機を含む。）を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1)・(2) 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕

議案第 13 号

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 私立学校法の改正等に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第63条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第5条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の2を削る改正規定は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については同号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第152条第5項</u> の法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人、公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの	第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については同号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第64条第4項</u> の法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人、公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの

新（改正後）	旧（現 行）
（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 附 則	（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 附 則 <u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u> <u>第5条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>

議案第 14 号

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 指定障害福祉サービスに関する基準等を変更するため。

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第132条中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年枚方市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例目次の改正規定の次に次のように加える。

第3条第1項中「指定障害福祉サービス事業者」の次に「（第4章、第5章、第8章、第9章及び第10章から第13章までに定める事業を行うものに限る。）」を加える。

第5条のうち、枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第55号）目次の改正規定の次に次のように加える。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号参考資料

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
 主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] （基準該当自立訓練（機能訓練）の基準） 第132条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第132条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスを除く。次条及び第133条において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、指定通所介護事業者等又は<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は<u>指定通所リハビリテーション</u>を提供するものであることとし、人員、設備、運営等について規則で定めるとおりとする。 [枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係] 第2条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。	[枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] （基準該当自立訓練（機能訓練）の基準） 第132条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第132条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスを除く。次条及び第133条において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであることとし、人員、設備、運営等について規則で定めるとおりとする。 [枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係] 第2条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<u>第3条第1項中「指定障害福祉サービス事業者」の次に「(第4章、第5章、第8章、第9章及び第10章から第13章までに定める事業を行うものに限る。)」を加える。</u> 第5条 枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。 <u>第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。</u>	第5条 枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

議案第 15 号

東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

次のとおり東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定によ
り議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の変更に伴い、所要の整備を行うため。

東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「令」という。」を削る。

第4条第1号イを次のように改める。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する営業の用に供する建築物

第4条第1号ハを削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に同号ロとして次のように加える。

ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第2条第1項に規定する畜舎等

第4条第1号ニ中「第2号及び」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) III地区内 前号イからハまでに掲げる建築物

第6条第2項中「外壁等」を「II地区内においては、外壁等」に改める。

附 則

この条例は、地区計画の区域の拡大等に係る東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の変更に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
（定義） 第 2 条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに枚方市駅周辺地区地区計画の定めるところによる。 （建築物の用途の制限） 第 4 条 次の各号に掲げる地区内においては、当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 （1）Ⅰ地区内及びⅡ地区内 イ <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する営業の用に供する建築物</u> ロ <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第34号）第 2 条第 1 項に規定する畜舎等</u> ハ [略] ニ 法別表第 2（り）項第 3 号に掲げるもの （2）Ⅲ地区内 前号イからハまでに掲げる建築物	（定義） 第 2 条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。<u>以下「令」という。</u>）並びに枚方市駅周辺地区地区計画の定めるところによる。 （建築物の用途の制限） 第 4 条 次の各号に掲げる地区内においては、当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 （1）Ⅰ地区内及びⅡ地区内 イ <u>畜舎（ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。）</u> ロ [略] ハ <u>法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの</u> ニ 法別表第 2（り）項<u>第 2 号及び第 3 号</u>に掲げるもの （2）Ⅲ地区内 イ <u>畜舎（ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。）</u> ロ <u>法別表第 2（に）項第 2 号に掲げるもの</u> ハ <u>法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
（壁面の位置の制限） 第6条 〔略〕 2 <u>Ⅱ地区内</u>においては、<u>外壁等</u>の面から当該敷地と枚方市駅前交通広場及び通路2号の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。	（壁面の位置の制限） 第6条 〔略〕 2 <u>外壁等</u>の面から当該敷地と枚方市駅前交通広場及び通路2号の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。

枚方市立図書館条例等の一部改正について

次のとおり枚方市立図書館条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立市駅前図書館等の所在する場所の住居表示の実施に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市立図書館条例等の一部を改正する条例

(枚方市立図書館条例の一部改正)

第1条 枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表枚方市立市駅前図書館の項中「枚方市岡東町2番地4」を「枚方市岡東町19番1号」に改める。

(枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正)

第2条 枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表枚方市立生涯学習交流センターの項中「枚方市岡東町2番地4」を「枚方市岡東町19番1号」に改める。

(枚方市立消費生活センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 枚方市立消費生活センター条例の一部を改正する条例（令和3年枚方市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中「枚方市岡東町2番地4」を「枚方市岡東町19番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																				
[枚方市立図書館条例関係] （名称及び位置） 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>枚方市立市駅前図書館</td><td>枚方市岡東町19番1号</td></tr></table>	名 称	位 置			枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町19番1号	[枚方市立図書館条例関係] （名称及び位置） 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>枚方市立市駅前図書館</td><td>枚方市岡東町2番地4</td></tr></table>	名 称	位 置			枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4								
名 称	位 置																				
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町19番1号																				
名 称	位 置																				
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4																				
[枚方市立生涯学習市民センター条例関係] （名称、位置等） 第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>枚方市立楠葉生涯学習市民センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>枚方市立生涯学習交流センター</td><td>枚方市岡東町19番1号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>枚方市立生涯学習情報プラザ</td><td>[略]</td></tr></table> 2・3 [略]	名 称	位 置	枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]	枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町19番1号			枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]	[枚方市立生涯学習市民センター条例関係] （名称、位置等） 第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>枚方市立楠葉生涯学習市民センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>枚方市立生涯学習交流センター</td><td>枚方市岡東町2番地4</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>枚方市立生涯学習情報プラザ</td><td>[略]</td></tr></table> 2・3 [略]	名 称	位 置	枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]	枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町2番地4			枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]
名 称	位 置																				
枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]																				
枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町19番1号																				
枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]																				
名 称	位 置																				
枚方市立楠葉生涯学習市民センター	[略]																				
枚方市立生涯学習交流センター	枚方市岡東町2番地4																				
枚方市立生涯学習情報プラザ	[略]																				
[枚方市立消費生活センター条例の一部を改正する条例関係] 枚方市立消費生活センター条例（昭和55年枚方市条例第6号）の一部を次のように改正する。	[枚方市立消費生活センター条例の一部を改正する条例関係] 枚方市立消費生活センター条例（昭和55年枚方市条例第6号）の一部を次のように改正する。																				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
第2条中「枚方市岡東町12番3－202号」を「<u>枚方市岡東町19番1号</u>」に改める。	第2条中「枚方市岡東町12番3－202号」を「<u>枚方市岡東町2番地4</u>」に改める。

議案第17号

東部清掃工場定期補修工事（令和6年度）請負契約締結について

次のとおり東部清掃工場定期補修工事（令和6年度）請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）6月7日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 発注者 | 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆 |
| 2. 受注者 | 大阪市北区曽根崎2丁目12番7号
川崎重工業株式会社 関西支社
支社長 田坂 秀樹 |
| 3. 契約金額 | 金 490,600,000円 |
| 4. 契約保証金 | 契約金額の10%相当額 |
| 5. 工 事 名 | 東部清掃工場定期補修工事（令和6年度） |
| 6. 施 工 場 所 | 枚方市大字尊延寺2949番地 |
| 7. 工 期 | 本契約締結日から令和7年3月15日まで |
| 8. 契約条項その他 | 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。 |

随意契約（工事） 執行調書

名称	東部清掃工場定期補修工事（令和6年度）				
受注者名	川崎重工業（株） 関西支社				
業務区分	工事				
契約金額 (内消費税額)	金 490,600,000 円 (金 44,600,000 円)				
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和 7年 3月15日
			見積日	令和 6年 4月26日 12時0分	
※予定価格 (単位：円)	452,704,000		※最低制限価格 (単位：円)	適用しない	
見 積 状 況	参加業者名	第1回目 見積書記載金額	第2回目 見積書記載金額	第3回目 見積書記載金額	備 考
	川崎重工業（株） 関西支社	446,000,000			決定

①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。

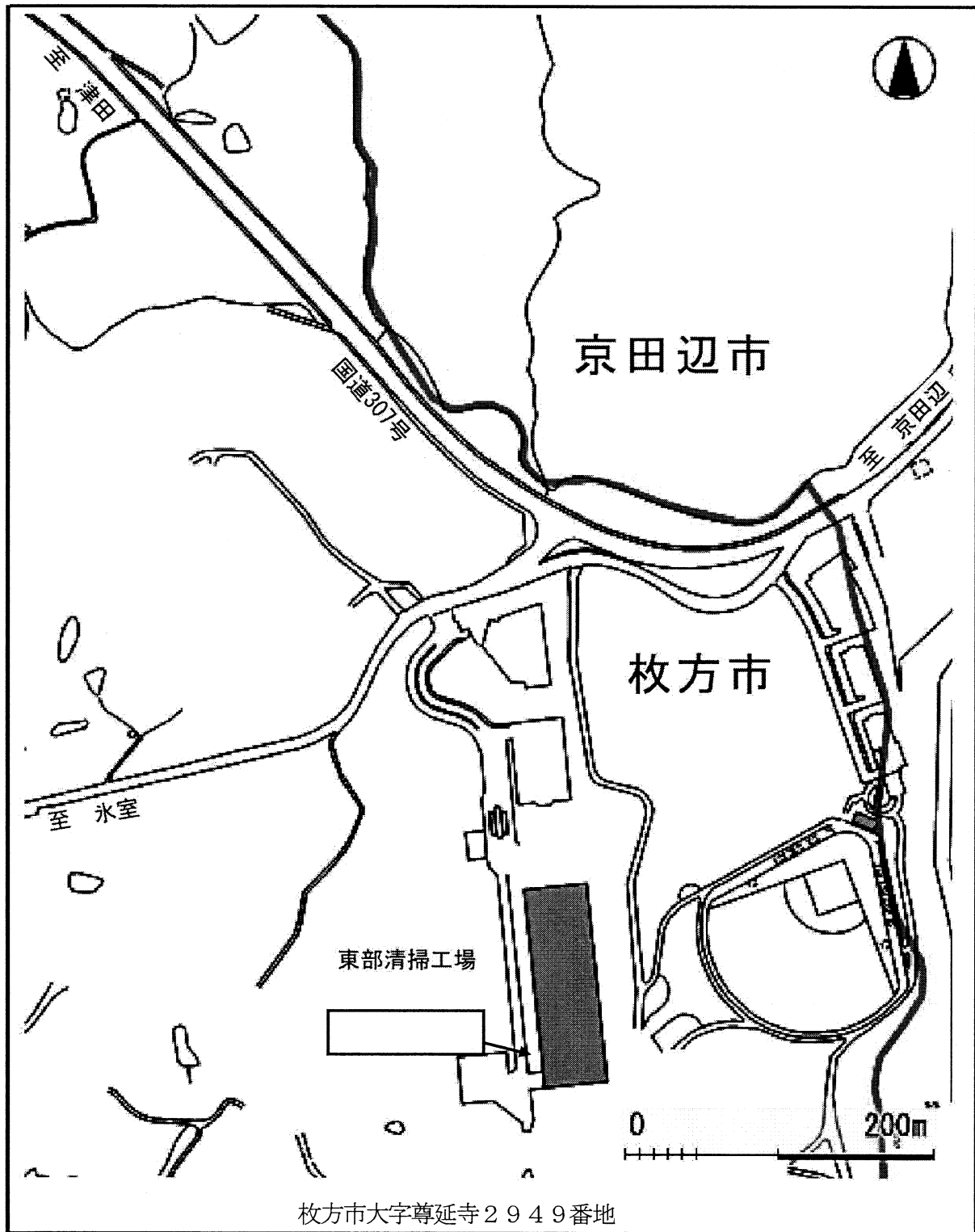
②「予定価格」及び「見積書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 東部清掃工場定期補修工事（令和6年度）
2. 施工場所 枚方市大字尊延寺2949番地
3. 工 期 本契約締結日から令和7年3月15日まで
4. 工事概要 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備、雑設備、電気設備、計装設備及び建築設備の定期補修並びにこれに伴う発生材処分
5. 施工理由 東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画の施設保全計画及び電気事業法等の関連法令に基づき、東部清掃工場焼却施設の安全かつ安定的な稼働を維持するため、当該施設における設備の定期補修を行うものです。

工事場所位置図

工事件名 東部清掃工場定期補修工事（令和6年度）



議案第18号

牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約締結について

次のとおり牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）6月7日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市尊延寺2丁目17番8号
株式会社中島組
代表取締役 中島 一郎
3. 工事名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事
4. 施工場所 枚方市長尾東町1丁目及び3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 859,697,300円
変 更 後	金 892,603,800円

工事概要書（変更）

1. 工 事 名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備
工事

2. 施工場所 枚方市長尾東町1丁目及び3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	859,697,300円
変更後	金	892,603,800円
増 額	金	32,906,500円

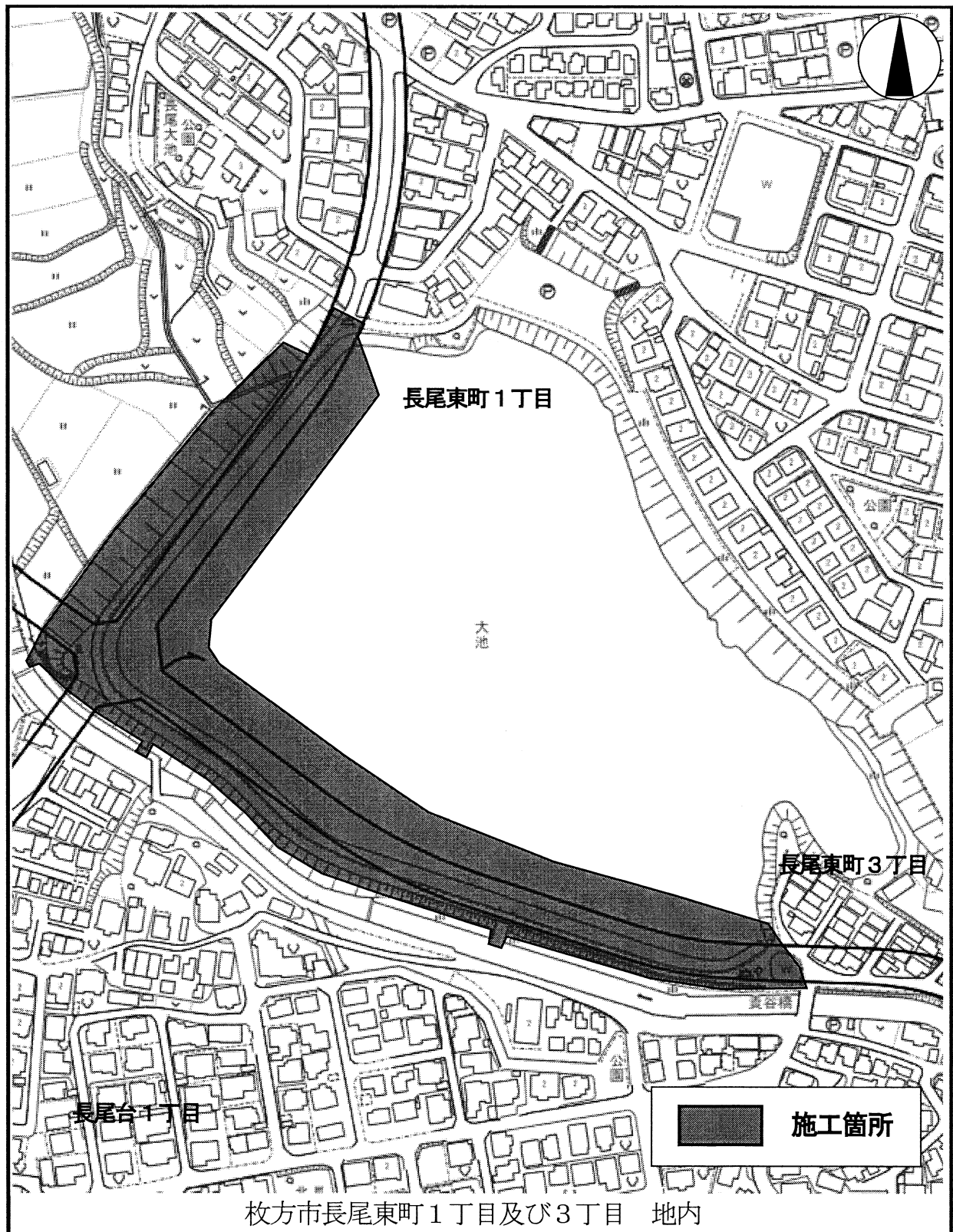
4. 工 期 令和4年6月24日から令和8年2月27日まで

5. 工事概要 施工延長 L=544m
水 門：工場製作工一式、据付工一式
道路改良：道路土工一式、法面工一式、安定処理工一式、
擁壁工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、
舗装工一式、防護柵工一式、階段工一式、護岸
工一式、照明工一式、附帯工一式、移設工一式、
構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 既設沈砂池の取壊し等に伴う振動の周辺道路への影響を
考慮した防護施工の追加、既存の法面形状が想定より浸食
されていた為の掘削及び張芝の施工面積の増大、並びに周
辺住宅等への砂ぼこりの飛散を抑制する散水車の導入が必
要となったことから、契約金額を変更するものです。

工事場所位置図

工事件名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事



議案第19号

御殿山小倉線水路横断部道路整備工事請負変更契約締結について

次のとおり御殿山小倉線水路横断部道路整備工事請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）6月7日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市長尾北町1丁目1794番地5
株式会社柿丸建設
代表取締役 柿丸 裕
3. 工事名 御殿山小倉線水路横断部道路整備工事
4. 施工場所 枚方市渚東町、上野3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 637,956,000円
変 更 後	金 769,598,500円

工事概要書（変更）

1. 工 事 名 御殿山小倉線水路横断部道路整備工事

2. 施工場所 枚方市渚東町、上野3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	637,956,000円
変更後	金	769,598,500円
増 額	金	131,642,500円

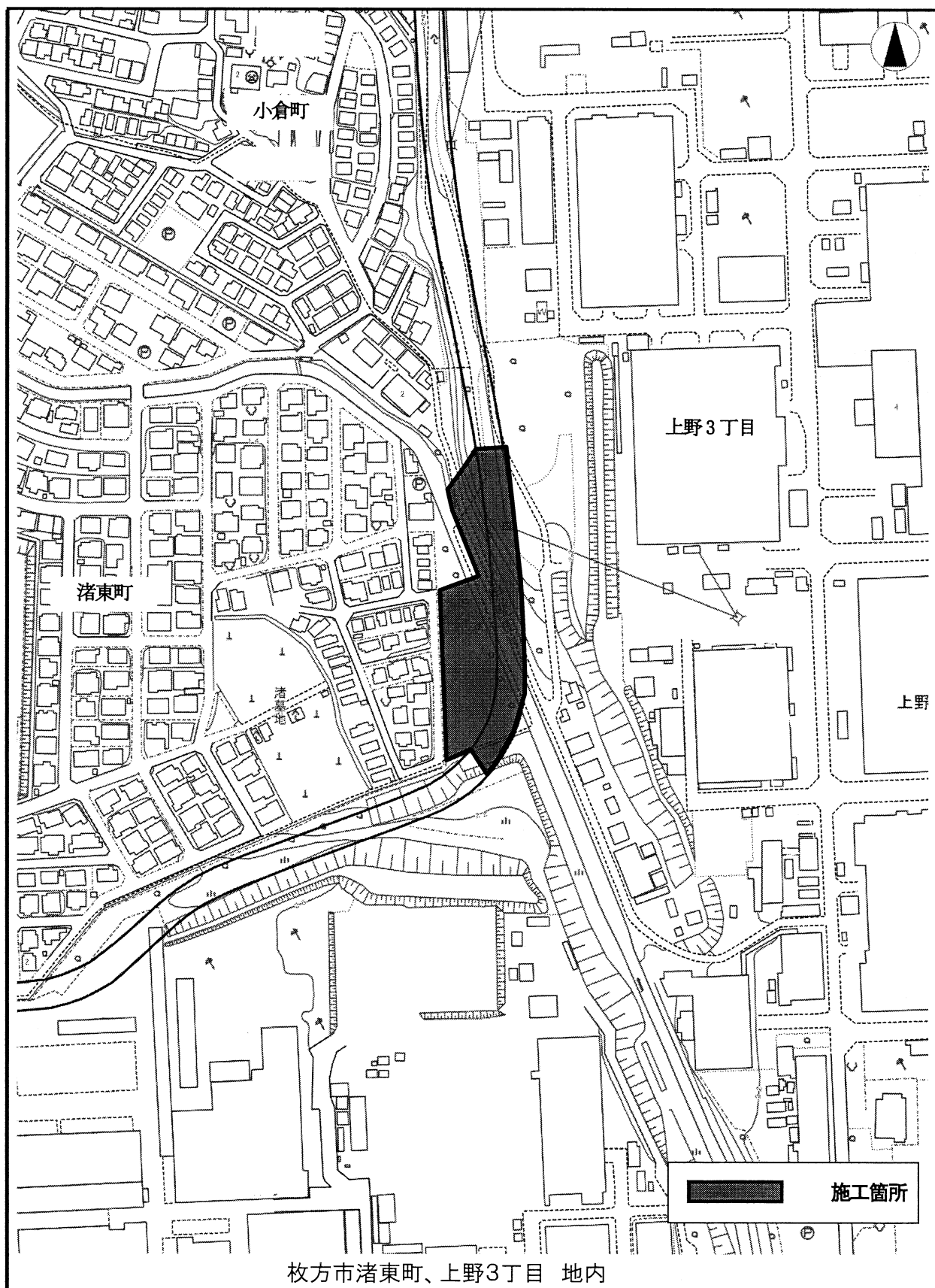
4. 工 期 令和5年3月15日から令和6年7月15日まで

5. 工事概要 施工延長 L=160.0m
道路土工一式、地盤改良工一式、法面工一式、軽量盛土工一式、擁壁工一式、ブロック積工一式、カルバート工一式、排水構造物工一式、舗装工一式、縁石工一式、防護柵工一式、区画線工一式、道路植栽工一式、伐採工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 既設水路の撤去にあたって仮設水路との接合が容易かつ施工期間が短縮可能となる取壊し工法の変更、ブロック積擁壁設置にあたり基礎部の掘削を行った際に法面が崩落したことに伴う土留めの追加、法面上で支障となる雑木の伐採、伐根を行った際に地盤が軟弱であることを確認したことによる当該法面の土質調査の追加、並びに賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金の変更が必要となったことから、契約金額を変更するものです。

工事場所位置図

工事件名 御殿山小倉線水路横断部道路整備工事



議案第 20 号

公平委員会委員の選任の同意について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第 21 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

発行年月	令和6年(2024年)6月
発行	枚方市 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
編集	総合政策部財政課 Tel 072-841-1221(代表) 072-841-1311(直通)